

# 県民環境林だより

～分収造林契約を結んでいる皆様へ～

第19号  
令和7年2月発行  
青森県農林水産部林政課

## 立木の調査方法について

県民環境林の契約満了に伴い、ご契約者の方と県が収益を分収する際に、県では契約地の立木を売払いするために立木の調査を行っています。

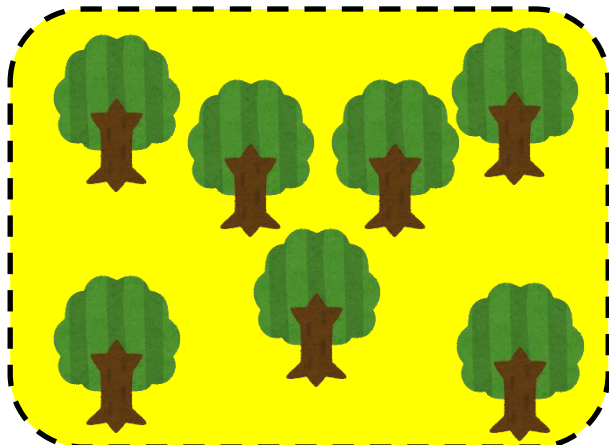
立木の調査方法には、契約地の全ての立木を調査する「毎木調査」と、契約地において立木の状況が標準的な箇所を調査する「標準地調査」の2つの方法があります。

標準地調査は、毎木調査に比べて調査にかかる時間及び経費が少なく、ご契約者の方への分収金の増額を見込めることから、県では、**標準地調査を推奨しています。**

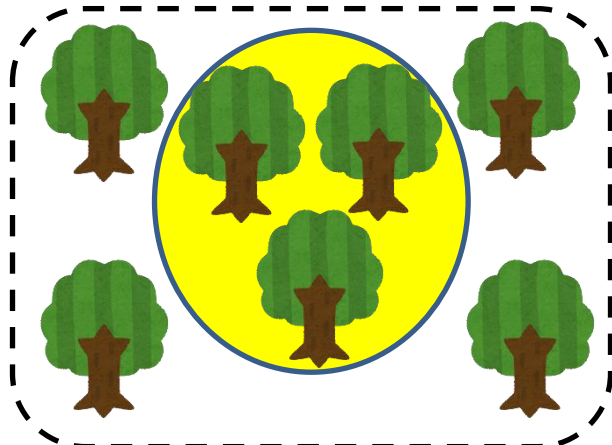
なお、立木の調査方法については、契約期間の満了を迎えるご契約者の方に対して立木の取扱いを協議する際に、改めてご説明いたします。

毎木調査と標準地調査のイメージ図（※黄色で塗りつぶされた箇所が調査範囲です。）

毎木調査



標準地調査



## 契約地における立木伐採後の植栽について

県では、森林の持つ多面的機能の発揮と森林資源の循環利用のため、立木の伐採後、ご契約者の方が植栽するようお願いしています。

また、契約地が、「植栽をする義務がある保安林」に指定されている場合、**立木の伐採後は、ご契約者の方が植栽をする必要があります。**契約地が、植栽をする義務のある保安林に指定されているか分からない場合は、県へお問合せください。

## 植栽経費の支援について

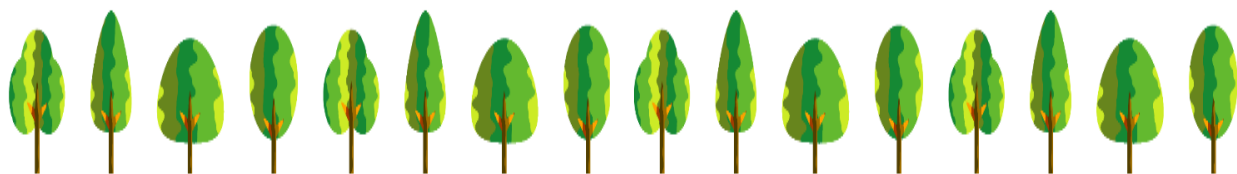
ご契約者の方が、植栽する際、一定の要件を満たしていれば、「造林補助金」等の支援を受けることができます。

## 相続登記の申請義務化（令和6年4月1日施行）

不動産を取得した相続人は、**その取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をすることが義務付けられています。なお、正当な理由がないのに申請を怠った場合には、10万円以下の過料の適用対象となる場合があります。

## ご契約者の皆さまへのお願い

**相続登記完了後は、県へご連絡願います。**県では相続登記の内容を確認し、契約名義の変更手続きを進めます。



### 《お問合せ先》

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
青森県 農林水産部 林政課 森林環境グループ  
電話番号 017-734-9522  
FAX番号 017-734-8145

